

防府市議会政務活動費の収支報告書の閲覧に関する要綱

平成30年3月28日制定

(主旨)

第1条 この要綱は、防府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年防府市条例第6号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づく収支報告書（添付書類含む。以下「収支報告書」という。）の閲覧に関し、条例第11条第1項に定める公表のほか、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧開始日)

第2条 収支報告書の閲覧は、提出すべき期限の属する月の翌々月の1日（その日が市の休日に当たるときは、その日以後において最初の休日でない日）から供するものとする。

(閲覧場所及び時間)

第3条 閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第4条 閲覧業務を行わない日は、防府市の休日を定める条例（平成元年防府市条例第29号）第1条第1項に定める市の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、議会事務局において、収支報告書閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) カメラ、コピー機器、危険物等を閲覧場所に持ち込まないこと。
- (2) 指定された以外の場所での閲覧は行わないこと。
- (3) 収支報告書は丁寧に取扱い、破損、毀損又は加筆等の行為を行わないこと。
- (4) 音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になる行為を行わないこと。
- (5) 当該書類を返却する際、係員の確認を受けること。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ又は閲覧を禁止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以後に提出期限が到来する年度の政務活動費に係る収支報告書について適用し、同日前に期限が到来した年度の政務調査費に係る収支報告書は、なお従前の例による。

別記様式

収支報告書閲覧請求書

閲覧年月日	年 月 日 ()	
閲覧者	住所	
	ふりがな 氏名	
閲覧を希望する 収支報告書	年度	年度分
	会派名	

※記載された個人情報、収支報告書閲覧請求書等の閲覧請求以外には使用いたしません。

(留意事項)

- カメラ、コピー機器、危険物等は持ち込まないでください。
- 指定された以外の場所での閲覧は行わないでください。
- 収支報告書は丁寧に取扱い、破損、毀損又は加筆等の行為を行わないでください。
- 音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になる行為を行わないでください。
- 当該書類を返却する際、係員の確認を受けてください。
- その他、係員の指示に従ってください。